

証券コード2329
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目8番10号

株式会社 **東北新社**

代表取締役社長 小坂 恵一

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第61回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tfc.co.jp/ir/news/>



また、上記のほか東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、同ウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名（東北新社）又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み株主様の安全と健康状態を第一にご考慮いただき、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えまして、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使に関するご案内」に従い、2023年6月28日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 曙の間（末尾記載の地図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

〈株主提案（第5号議案）〉

- | | |
|-------|----------|
| 第5号議案 | 剰余金の処分の件 |
|-------|----------|
- 株主提案に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（14頁）に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項

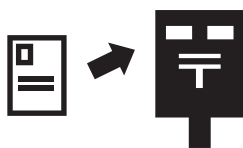
- (1) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (2) 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

株主総会に関するご留意事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づきお送りする書面には記載しておりません。
1. 連結計算書類の「連結注記表」
 2. 計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される株主様へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2023年6月28日（水曜日）午後6時30分到着分まで有効】



インターネット等により議決権を行使される株主様へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。
(5頁をご参照ください)

【2023年6月28日（水曜日）午後6時30分受付分まで有効】



当日ご出席される株主様へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
2. インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家様におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案と株主提案の決議を行います。
第5号議案は一部の株主様からのご提案です。当社取締役会はこれに反対しております。
詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛成いただける株主様におかれましては、第1号議案～第4号議案に賛成、第5号議案に反対の議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案にすべて賛成し、株主提案には反対される場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号
原案に対する 賛否	○賛	○賛	○賛	○賛
	否	否	否	否

株主提案議案	第5号
原案に対する 賛否	賛
	○否

- ◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎インターネット等により議決権をご行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従いご行使くださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



✓従来の用紙記入・郵送が不要

✓パソコンの起動・

議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要

✓面倒なID・パスワードの入力が不要

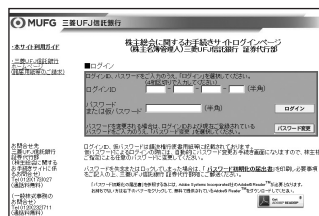
※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
※ご利用のQRコード読取りアプリによっては操作が必要な場合もあります。

ログインID・パスワードを入力する方法

① 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

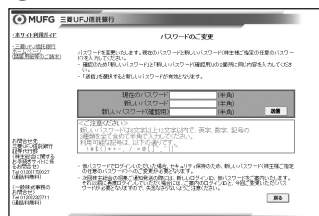


② ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。

③ パスワード登録




株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 **0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

1. 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
2. インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、株主価値最大化の観点から財務健全性と資本効率のバランス、株式市況の状況などを勘案しつつ、資本の効率的な運用とともに安定的な株主還元を努めることとし、当期の業績及び財務状況等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金19円
なお、この場合の配当総額は854,021,253円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社子会社の事業目的を、当社定款に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~28. (条文省略)</p> <p>29. 職業紹介事業</p> <p>30. ~31. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~28. (現行どおり)</p> <p>29. 職業紹介事業及び労働者派遣事業</p> <p>30. ~31. (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新たな経営体制の構築及びコーポレートガバナンス体制強化のため1名増員し、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 小坂 恵一 (1955年1月28日生)	1977年4月 当社入社 2001年11月 当社取締役 2004年6月 当社常務執行役員 2006年6月 当社取締役 2010年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社上席常務執行役員 2015年6月 当社取締役上席常務執行役員 2016年6月 当社常務執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社取締役専務執行役員 2022年6月 当社代表取締役社長（現任）	12,800株
2	【再任】 沖山 貴良 (1969年4月26日生)	2001年10月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 2004年7月 当社衛星放送事業本部長 2006年8月 当社事業戦略部長 2009年6月 当社上席執行役員 2012年6月 当社常務執行役員 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役（現任）	24,200株
3	【再任】 江草 康二 (1961年3月14日生)	1983年4月 株式会社電通入社 2007年7月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン株式会社（現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社） 取締役マネージング・ディレクター 2010年7月 株式会社テー・オー・ダブリュー入社 執行役員社長室長 2010年9月 同社取締役 兼 執行役員社長室長 2011年7月 同社常務取締役 兼 執行役員社長室長 2012年7月 同社代表取締役社長 兼 COO 2013年9月 同社代表取締役社長 兼 CEO 2022年1月 当社執行役員 2022年6月 当社取締役（現任）	1,700株

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	【再任】 いへ うじ たい ぞう 家 氏 太 造 (1961年10月27日生)	1986年4月 株式会社博報堂入社 2000年4月 株式会社デジタルガレージ入社 2001年6月 同社取締役 2005年6月 株式会社カカコム取締役 2014年6月 株式会社カカコム・インシュアランス 代表取締役社長 2017年6月 フォートラベル株式会社監査役 2019年6月 株式会社カカコム顧問 2022年6月 当社取締役(現任)	—
5	【新任】 にの みや きよ たか 二 宮 清 隆 (1959年4月29日生)	2000年5月 当社入社 2000年8月 当社取締役 2001年11月 当社常務取締役 2003年6月 当社取締役 兼 執行役員上席常務 2004年6月 当社取締役 兼 上席常務執行役員 2006年6月 当社常務取締役 2009年6月 当社専務取締役 2010年6月 当社代表取締役副社長 2019年6月 当社代表取締役社長 2021年2月 当社特別顧問(現任)	51,020株
6	【新任】 なか の さと し 中 野 智 司 (1960年3月10日生)	1982年4月 株式会社電通入社 2000年1月 同社経理局企画調査部長 2009年10月 同社経理局次長 兼 税務企画部長 2016年7月 株式会社電通マネジメントサービス 取締役 兼 経理業務3部長 2017年3月 同社代表取締役社長 2020年3月 株式会社ジエブ取締役 2023年3月 当社顧問(現任)	—
7	【新任】 やま ぐち さと し 山 口 哲 史 (1961年4月18日生)	1985年4月 ソニー株式会社入社 2003年3月 株式会社スター・チャンネル出向 取締役 兼 CFO 2019年10月 当社入社 デジタルメディア事業部 メディア事業統括部 統括部長代理 2020年5月 当社メディア事業部 事業統括部長 兼 事業企画部長 2021年3月 株式会社囲碁将棋チャンネル 取締役(現任) 2022年6月 当社メディア事業部長 2022年6月 当社執行役員(現任) 2022年6月 株式会社スター・チャンネル 代表取締役社長(現任) 2022年11月 当社メディア事業部長 兼 テクノロジ ーサービス統括部長(現任)	600株

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	【再任】 すずき きえこ 鈴木 咲江子 (1968年7月15日生)	1989年4月 株式会社フジテレビジョン入社 同社第三制作部 1994年6月 同社営業局スポット営業部 2005年6月 同社経営管理局経営管理部 2007年6月 同社秘書室 2013年6月 同社事業局事業業務部 2016年6月 同社経営管理局経営管理部 2019年6月 同社経営企画局経営企画部長 2022年6月 当社取締役(現任)	500株
9	【新任】 いわくら まさかず 岩倉 正和 (1962年12月2日生)	1987年4月 第一東京弁護士会登録 西村眞田法律事務所(現 西村あさひ 法律事務所)入所 2006年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (現 法学研究科)教授(現任) 2007年4月 ハーバード・ロースクール客員教授 2010年6月 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 社外取締役 2011年6月 株式会社帝国ホテル社外監査役 2017年1月 TMI総合法律事務所パートナー弁護士 (現任)	—
10	【新任】 うえむら はじめ 上村 はじめ (1973年2月19日生)	1999年10月 センチュリー監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2003年4月 公認会計士登録 2004年10月 株式会社カカクコム入社 2009年6月 同社取締役 2020年10月 コーポレートデザイン合同会社 代表社員(現任) 2021年6月 ガバナンスクラウド株式会社 代表取締役(現任) 2021年9月 株式会社これから監査役(現任) 2022年6月 楽天国際商業銀行股份有限公司 独立董事(現任) 2023年3月 株式会社X Capital監査役(現任)	—

- (注) 1. 略歴欄に記載の2001年3月以前の「当社」は、額面変更のための合併により消滅した、実質上の存続会社である株式会社東北新社を示しております。
2. 現に当社の取締役である取締役候補者の場合、地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「3. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 当社は、岩倉正和氏との間で顧問契約を締結しております。
4. 当社は、上村はじめ氏が代表社員を現任している合同会社との間で業務委託等の取引をしております。
5. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 鈴木咲江子氏、岩倉正和氏及び上村はじめ氏は、社外取締役候補者であります。

7. 鈴木咲江子氏は、出身分野である放送メディア業界において営業及び経営企画に関する幅広い業務経験と実績を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏には、客観的かつ中立的な視点から当社経営計画への助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
8. 岩倉正和氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、M&Aや知的財産、租税など数々の著名な事案に携わり、取扱分野も情報・通信・メディア・ITをはじめ多岐にわたり企業法務に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏には、総合映像プロダクションである当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化及び監督・監視における適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
9. 上村はじめ氏は、公認会計士資格を有し、これまで複数の企業で経営企画や財務体質の強化、IR、M&A等に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏には、独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
10. 鈴木咲江子氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
11. 当社は、鈴木咲江子氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
12. 鈴木咲江子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
13. 岩倉正和氏及び上村はじめ氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
14. 上村はじめ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
15. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキル・マトリックス

役職・氏名	経営 トップ マネジメント	企業戦略	事業戦略 マーケティング	ファイナンス	人材開発 HR	デジタル ICT	グローバル 国際ビジネス	法務 コンプライアンス	事業経験 広告	事業経験 メディア プロパティ	企業文化の 継承発展
取締役【再任】 小坂 恵一	○	○			○		○	○		○	○
取締役【再任】 沖山 貴良			○			○			○	○	○
取締役【再任】 江草 康二	○	○	○						○		
取締役【再任】 家氏 太造	○	○	○			○		○	○		
取締役【新任】 二宮 清隆	○	○	○				○		○	○	○
取締役【新任】 中野 智司	○			○	○				○		
取締役【新任】 山口 哲史		○	○	○	○		○			○	
社外取締役【再任】 鈴木 咲江子		○								○	
社外取締役【新任】 岩倉 正和							○	○			○
社外取締役【新任】 上村 はじめ	○	○		○	○	○	○	○		○	
取締役・監査等委員 谷 定典				○				○			○
社外取締役・監査等委員 小野 直路	○				○					○	
社外取締役・監査等委員 関 一由	○	○						○		○	
社外取締役・監査等委員 伊藤 和明	○							○		○	

(注) この一覧は各氏のこれまでの経歴等を踏まえ、より専門的なスキルを有する分野を表しており、有するすべてのスキルを表するものではありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます土藤敏治氏、河西正勝氏、大畷諭氏及び山上俊夫氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、河西正勝氏、大畷諭氏及び山上俊夫氏は取締役会に、土藤敏治氏は取締役（監査等委員である取締役を除く）在任期間分につきましては取締役会に、また同氏の監査等委員である取締役在任期間分につきましては監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に基づき取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
土藤 敏治	2009年6月 当社取締役 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 2022年6月 当社取締役（現任）
河西 正勝	2019年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
大畷 諭	2019年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
山上 俊夫	2021年6月 当社社外取締役（現任）

〈株主提案（第5号議案）〉

第5号議案は、株主様1名からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議題及び議案の内容は、原文のまま記載しております。

第5号議案 剰余金の処分の件

提案の内容

会社法第453条及び第454条の規定に基づき、第61期の期末剰余金の株主に対する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金47円を配当する。剰余金の配当が効力を生じる日を、令和5年6月30日とする。

第5号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に適正かつ安定的な利益還元を継続的に行うことを重要な経営課題の一つと認識しており、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保して財務面での健全性を維持しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大は落ち着きつつあるものの、欧州における紛争の長期化、消費者物価上昇等による購買力の低下など、実体経済への影響に鑑みますと依然として不透明な状況が続いております。当社ではこれらの事業リスクへの対応や将来の事業展開に備えるため、一定の内部留保を確保することにより財務面での健全性・安定性を維持しつつ、中長期的な視点による持続的な成長を続け企業価値を向上させることが、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

当社といたしましても、配当は株主還元の有用な一手段と認識しておりますが、配当金額は、当社取締役会において、その時点の業績、財務状況及び資本政策等の様々な諸事情を総合的に勘案し、機動的に判断、提案すべきものであると考えております。

当社といたしましては、本株主提案に基づき、当社提案に加え、普通株式1株につき金47円の配当を実施することは、今期の期間収益のすべてを株主の皆様に戻元することとなるため、当社の持続的な成長の基盤を損なうおそれがあり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものではないことから、適切とは考えられず、当社の現時点の業績、財務状況及び資本政策等に鑑みた、当社提案の剰余金処分による配当金額（普通株式1株につき金19円）が妥当であると考えております。

以上から、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経営成績は、売上高は55,922百万円（前期比6.0%増）となりました。前連結会計年度末に連結子会社化した株式会社ENJINの業績取込や音響字幕制作部門の受注好調により増収となりました。営業利益は4,201百万円（前期比1.6%増）となりました。増収に加え、放映権の償却費が減少したこと、また関連チャンネル子会社の決算期変更に伴う業績取込等の特殊要因による効果もあり、増益となりました。経常利益は4,820百万円（前期比12.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,133百万円（前期比2.1%増）となりました。連結子会社の投資運用に関する利益が、前連結会計年度から816百万円（当連結会計年度は245百万円の計上）減少したため、経常利益は減益となりましたが、株式会社ザ・シネマの株式譲渡による特別利益269百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

各事業の業績は次のとおりであります。

① 広告プロダクション

広告プロダクションの売上高は、前期に比べ12.9%増の26,150百万円となり、営業利益は前期に比べ7.0%減の2,022百万円となりました。2021年12月に株式取得により連結子会社化した株式会社ENJINの業績を当期から取り込んだことにより、増収となりましたが、利益に関しては、CM制作部門において、子会社のオフィス移転費用の発生や映像制作における新たなワークフロー等（メタバースプロダクション）の技術開発費用の計上等により、減益となりました。

② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションの売上高は、前期に比べ4.0%増の13,642百万円となり、営業利益は前期に比べ26.1%増の1,577百万円となりました。音響字幕制作部門において、ゲーム会社や動画配信サービス会社からの受注が増加し業績が好調なことや、デジタルプロダクション部門におけるコスト削減等が寄与し、増収増益となりました。

③ メディア

メディアの売上高は、前期に比べ6.3%減の11,961百万円となり、営業利益は前期に比べ17.1%増の1,776百万円となりました。2022年10月に関連チャンネル子会社の株式会社ザ・シネマの株式を譲渡したことに伴い、同社が第3四半期から連結除外となったため、減収となりました。一方、利益に関しては、株式会社スター・チャンネルにおいて、前期は放映権の契約見直しに伴う費用処理がありましたが、当期はその費用処理がなかったこと等により、増益となりました。

④ プロパティ

プロパティの売上高は、前期に比べ2.2%増の3,615百万円となり、営業利益は338百万円（前期は31百万円の営業損失）となりました。売上高はほぼ前期並みですが、利益に関しては、TV放映権の償却費が減少したこともあり、増益となりました。

⑤ 物販

物販の売上高は、前期に比べ4.4%減の5,130百万円となり、営業利益は前期に比べ67.9%減の29百万円となりました。スーパー部門において、巣籠り消費の薄れによる売上減少が影響し、減収減益となりました。

(注) 上記各事業の売上高は、事業間の内部売上高を含んだ金額を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額1,621百万円であり、各事業の主要な設備投資は次のとおりであります。

① 広告プロダクション

設備投資額は287百万円であり、その主なものは当社CM制作部門の撮影用機材等の取得費用121百万円であります。

② コンテツプロダクション

設備投資額は496百万円であり、その主なものは株式会社オムニバス・ジャパンの事務所改装工事費用177百万円及び当社音響字幕制作事業部の事務所移転に伴う内装等工事費用97百万円であります。

③ メディア

設備投資額は559百万円であり、その主なものは当社メディア事業部の放送設備の更新費用417百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

- (注) 1. 設備投資の金額には、無形固定資産への投資に係る金額を含めております。
2. 上記事業の設備投資額は、事業間の内部取引高を含んだ金額を記載しております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、会社財務の安定性の観点から、取引銀行4行との間で合計貸付極度額20,000百万円のコミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末の借入残高は500百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは“総合的な映像プロダクション”として社会の多様なニーズに応え、利用シーンや目的に適合する質の高い映像コンテンツを制作するという本質的な価値を追求することにより成長を図ることを基本方針としております。

インターネットの進化拡大とともに、SNSや動画サービス等のデジタルメディアや、スマートフォンなどデジタルデバイスの多様化が進み、社会全体の映像コンテンツへのニーズは益々高まっております。

一方で、多様なデジタルプラットフォームや動画配信サービスのグローバル展開と普及拡大に伴い、従来のテレビメディアと広告市場の構造が大きく変化し、競争環境は激変しております。

加えて、流動的な国際情勢に伴う政治経済環境の変動リスクや、成熟しつつある国内市場への対処も求められております。

こうした認識の下、当社は社外エキスパートの登用により経営体制を強化し、環境変化に応じた構造改革と事業進化を積極的に推進してまいります。既存の事業領域について抜本的な見直しと効率化を進めるとともに、新たに成長領域を生み出すための経営資源の再配分と投資を行ってまいります。各事業のシナジーを生かしつつ、次世代へ向けて最適な事業ポートフォリオの再構築を進め、中長期的な成長を目指してまいります。

また、株主価値最大化の観点から財務健全性と資本効率のバランス、株式市況の状況などを勘案しつつ、資本の効率的な運用とともに安定的な株主還元に努めてまいります。

広告プロダクションにつきましては、従来メディアのみならずSNSや動画配信をはじめとした多様なデジタルメディアへの接触の増加に伴い、人々の行動様式が変容しつつあります。当社はTVCMを主軸としつつ、デジタル領域やリアル領域をも加えた統合的なプロモーションを提供することにより、広告主の課題に対するソリューション力を強化し、中長期的な成長を目指してまいります。

コンテンツプロダクションにつきましては、映像コンテンツの利用形態が変化していく中、当社の質の高い映像制作技術を生かし、ドラマ・映画等の大型案件獲得など、高付加価値の領域に注力し市場におけるシェア拡大を図ってまいります。また、当社が No.1 のシェアを誇る音響字幕制作は、映像配信サービスやゲーム・アニメ市場の拡大が続いており今後も高い成長が見込まれております。人材補強と育成に努め、成長機会を積極的に獲得してまいります。

メディアにつきましては、映像配信サービス拡大に伴う放送市場成熟化のトレンドを受け、当社の独自性の高い複数の専門チャンネルに経営資源を集中し、効率化を目指してまいります。各領域において代替しえない唯一無二のサービスとして、オリジナルコンテンツを投入しつつ、ファンコミュニティを育成し、新たなビジネスを創出してまいります。

プロパティにつきましては、作品により結果が大きく変動するというリスクがありますが、ヒットした場合には他事業への波及も含め、中長期的に高い業績貢献が見込まれております。投資判断の合理化や組織的な対応力強化を進めるとともに、製作委員会への出資などリスクをコントロールしやすい手法を採用しながら、継続的に事業育成に努める方針であります。

当社グループにとって最も大切な資産は社員一人一人であり、そのアイデアや知恵、感性といった「クリエイティビティ」をベースとして、様々な分野での創造的な作品に具現化し企業価値の向上に努めてまいります。

また、引き続きコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの向上に努める所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第 58 期 2020年3月期	第 59 期 2021年3月期	第 60 期 2022年3月期	第 61 期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高	59,886 百万円	52,874 百万円	52,758 百万円	55,922 百万円
経常利益	3,156 百万円	2,700 百万円	5,507 百万円	4,820 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,767 百万円	818 百万円	3,068 百万円	3,133 百万円
1株当たり当期純利益	39 33 円 銭	18 20 円 銭	68 27 円 銭	69 72 円 銭
総資産	89,861 百万円	91,092 百万円	96,249 百万円	97,148 百万円
純資産	69,792 百万円	72,266 百万円	74,365 百万円	77,946 百万円
1株当たり純資産額	1,541 50 円 銭	1,594 65 円 銭	1,639 95 円 銭	1,718 36 円 銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第 58 期 2020年3月期	第 59 期 2021年3月期	第 60 期 2022年3月期	第 61 期 (当事業年度) 2023年3月期
売上高	37,391 百万円	31,450 百万円	29,700 百万円	30,356 百万円
経常利益	3,540 百万円	2,825 百万円	3,271 百万円	3,413 百万円
当期純利益	2,025 百万円	1,605 百万円	1,990 百万円	2,739 百万円
1株当たり当期純利益	45 05 円 銭	35 73 円 銭	44 28 円 銭	60 95 円 銭
総資産	69,610 百万円	73,702 百万円	75,156 百万円	75,911 百万円
純資産	54,640 百万円	57,734 百万円	58,114 百万円	59,954 百万円
1株当たり純資産額	1,215 63 円 銭	1,284 46 円 銭	1,292 91 円 銭	1,333 84 円 銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

- ① 広告プロダクション……CM制作、セールスプロモーション
- ② コンテンツプロダクション……デジタルプロダクション業務、映画・番組制作、日本語版制作、映像学校の運営
- ③ メディア……BS・CSチャンネルの運営、番組販売、編成、放送関連業務の受託
- ④ プロパティ……映像コンテンツの共同企画・製作、著作権事業、劇場配給、テレビ配給
- ⑤ 物販……スーパーマーケットの運営、映像用メディアの販売、インテリア商品の仕入・販売、酒造・酒販事業

(7) 重要な子会社及び企業結合等の状況 (2023年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社二番工房	百万円 51	% 100.0	CM制作
株式会社ソーダコミュニケーションズ	91	97.0 (100.0)	CM制作
株式会社ENJIN	60	100.0	コミュニケーションデザイン業務
株式会社ダブル・ティー・エフ・シー	20	62.5	企業の広告・宣伝等のマーケティングに関する技術協力等
株式会社ホワイトボックス	51	90.0 (100.0)	販売促進物の制作及びイベント・展示会等の設計・施工等
株式会社オムニバス・ジャパン	10	100.0	デジタルプロダクション業務
株式会社ティーエフシープラス	10	100.0	映像制作への技術提供
株式会社オフィスPAC	10	0.0 (100.0)	声優のマネジメント業務
株式会社東北新社クリエイツ	10	100.0	映画・番組制作
株式会社スター・チャンネル	100	100.0	BSチャンネルの運営
株式会社ファミリー劇場	252	18.8 (51.3)	CSチャンネルの運営
株式会社囲碁将棋チャンネル	88	88.6	CSチャンネルの運営
株式会社東北新社メディアサービス	10	100.0	衛星基幹放送事業
ナショナル物産株式会社	64	100.0	スーパーマーケットの運営及び映像用メディアの販売等
株式会社木村酒造	50	0.0 (100.0)	酒造・酒販事業

(注) 1. ()内は子会社の議決権を含めた比率であります。

2. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ザ・シネマは、全株式を譲渡しております。

② 重要な企業結合等の状況

上記の重要な子会社を含め当期末の連結子会社は19社、持分法適用の非連結子会社は1社、持分法適用の関連会社は9社となっております。

(8) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

- ① 当 社
 本 社 東京都港区赤坂四丁目8番10号
 事 業 所 赤 坂：東京都港区赤坂
 青 山：東京都渋谷区神宮前
 銀 座：東京都中央区銀座
 等 々 力：東京都世田谷区等々力
 新 橋：東京都港区西新橋
- ② 子 会 社
 株式会社二番工房 : 東京都中央区銀座
 株式会社ソーダコミュニケーションズ : 東京都港区西新橋
 株式会社ENJIN : 東京都世田谷区太子堂
 株式会社ダブル・ティー・エフ・シー : 東京都港区六本木
 株式会社ホワイトボックス : 東京都港区赤坂
 株式会社オムニバス・ジャパン : 東京都港区赤坂
 株式会社ティーエフシープラス : 東京都港区赤坂
 株式会社オフィスPAC : 東京都港区赤坂
 株式会社東北新社クリエイツ : 東京都港区赤坂
 株式会社スター・チャンネル : 東京都港区赤坂
 株式会社ファミリー劇場 : 東京都港区赤坂
 株式会社囲碁将棋チャンネル : 東京都千代田区五番町
 株式会社東北新社メディアサービス : 東京都港区赤坂
 ナショナル物産株式会社 : 東京都港区南麻布
 株式会社木村酒造 : 秋田県湯沢市田町
 CENTE SERVICE CORP. : 米国カリフォルニア州ロサンゼルス市

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
広告プロダクション	572 (8)	△8
コンテンツプロダクション	542 (18)	0
メディア	173 (5)	△11
プロパティ	49 (4)	5
物販	129 (112)	△2
全社 (共通)	117 (7)	△1
合 計	1,582 (154)	△17

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含む) であります。1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 234名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
864 (33)	△7	41.1	13.4

- (注) 従業員数は就業人員 (出向者を除き、受入出向者を含む) であります。1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 137名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	319
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250
株 式 会 社 北 都 銀 行	200
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 73,116,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,735,334株
- (3) 株主数 3,212名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
植 村 久 子	9,716	21.6
植 村 綾	7,342	16.3
株 式 会 社 N A M C	3,664	8.2
株 式 会 社 f r o m B	3,664	8.2
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合	3,464	7.7
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	2,131	4.7
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	1,450	3.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	1,148	2.6
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA - SEGREG UK IND1 CLT ASSET	976	2.2
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	820	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,786,847株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小坂 恵一	代表取締役社長	
土藤 敏治	取締役	ナショナル物産株式会社 取締役 株式会社ファミリー劇場 監査役 株式会社スーパーネットワーク 監査役
河西 正勝	取締役	クリエイティブセンター長 株式会社二番工房 取締役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 取締役 株式会社オムニバス・ジャパン 取締役 ナショナル物産株式会社 取締役
大畠 諭	取締役	株式会社ENJIN 取締役副社長 株式会社ダブル・ティー・エフ・シー 取締役 株式会社オムニバス・ジャパン 取締役 株式会社東北新社クリエイツ 取締役 株式会社スター・チャンネル 取締役 株式会社東北新社メディアサービス 取締役 株式会社スーパーネットワーク 取締役
沖山 貴良	取締役	株式会社ファミリー劇場 取締役
江草 康二	取締役	株式会社ENJIN 取締役
山上 俊夫	取締役	弁護士
家氏 太造	取締役	
鈴木 咲江子	取締役	
谷 定典	取締役(常勤監査等委員)	株式会社二番工房 監査役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 監査役 株式会社オムニバス・ジャパン 監査役 株式会社東北新社クリエイツ 監査役 株式会社東北新社メディアサービス 監査役 ナショナル物産株式会社 監査役
小野 直路	取締役(監査等委員)	
関 一由	取締役(監査等委員)	
伊藤 和明	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 取締役山上俊夫氏、取締役家氏太造氏、取締役鈴木咲江子氏、取締役小野直路氏、取締役関一由氏及び取締役伊藤和明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るため、取締役谷定典氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役山上俊夫氏、取締役家氏太造氏、取締役鈴木咲江子氏、取締役小野直路氏、取締役関一由氏及び取締役伊藤和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 退任

氏名	退任日	地位
中島 信也	2022年6月29日	代表取締役社長
伊藤 良平	2022年6月29日	代表取締役副社長

(注) 伊藤良平氏の退任時の担当は、コーポレート関連、メディア関連であります。また、退任時の重要な兼職は、株式会社ENJIN取締役、株式会社スター・チャンネル取締役、ナショナル物産株式会社取締役及び株式会社スーパーネットワーク取締役であります。

② 就任

氏名	就任日	地位
土藤 敏治	2022年6月29日	取締役
江草 康二	2022年6月29日	取締役
家氏 太造	2022年6月29日	取締役
鈴木 咲江子	2022年6月29日	取締役
谷 定典	2022年6月29日	取締役（常勤監査等委員）
小坂 恵一	2022年6月29日	代表取締役社長

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬等である「基本報酬」と「役員退職慰労金」によって構成する固定報酬と業績連動報酬である「賞与」によって構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

(ロ) 金銭報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針等を含む）

当社の取締役の「基本報酬」は、各役位及び職責に応じて毎月固定額を支給する報酬であり「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に役員退職慰労金規程に基づき、査定して一括して支給する報酬とする。

(ハ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、一定の業績指標に基づきその期の業績に貢献があった取締役に対し期末賞与を支給する場合があります、その額及び業績指標の設定については役員報酬委員会の審議により決定する。当社の取締役の報酬等として、非金銭報酬を支給しない。

(ニ) 金銭報酬等の額、業績連動報酬等（又は非金銭報酬等）の額における取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

これらの支給割合は、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し役員報酬委員会の審議に基づき設定される。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額500百万円以内とされた範囲内で毎期、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は一任決議を受け、代表取締役社長を委員長とする役員報酬委員会の審議を経て個人別の報酬等を決定する。役員報酬委員会は社外取締役以外の取締役全員で構成する。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬委員会は原則として年1回開催し、代表取締役社長の他常勤の取締役が出席し、役員報酬テーブルを定め、個人別の報酬等の額を審議する。役員報酬額の算定は職責に応じたものとするが、経営環境の変化に応じて役員報酬テーブルを改訂する。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額50百万円以内とされた範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第54回定時

株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名であります。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適しているため、代表取締役社長である小坂恵一に一任いたしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	268 (15)	260 (15)	8 (-)	11 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	47 (24)	46 (24)	0 (-)	5 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在における取締役（監査等委員を除く）は9名、取締役（監査等委員）は4名であります。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額として、取締役（監査等委員を除く）11名分38百万円（うち社外取締役3名分0百万円）、取締役（監査等委員）5名分3百万円（うち社外取締役3名分1百万円）を含めております。
3. 業績連動報酬等は、業績向上への意識を高めるため、当事業年度の業績（売上高、経常利益、当期純利益等）を業績指標としており、それらの業績及び目標に対する達成状況等を総合的に勘案し、役員報酬委員会の審議を経て決定しております。なお、当該業績指標に関する実績は「1.(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

事業年度中における主な活動状況

取締役山上俊夫氏は、当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席しております。

取締役家氏太造氏は、2022年6月29日就任以降に開催された取締役会14回すべてに出席しております。

取締役鈴木咲江子氏は、2022年6月29日就任以降に開催された取締役会14回すべてに出

席しております。

取締役（監査等委員）小野直路氏は、当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査等委員会14回のうち13回出席しております。

取締役（監査等委員）関一由氏は、当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回すべてに出席しております。

取締役（監査等委員）伊藤和明氏は、当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回すべてに出席しております。

取締役山上俊夫氏は、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。また、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び監督・監視における適切な助言・提言を適宜行っております。

取締役家氏太造氏は、これまでの複数の企業経営の豊富な経験と高い知見から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言を適宜行っております。

取締役鈴木咲江子氏は、出身分野である放送メディア業界において営業及び経営企画に関する幅広い業務経験と実績から、客観的かつ中立的な視点から当社経営計画への助言・提言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）各氏は、取締役会において、主に出身分野である放送メディア業界を通じて培った知識及び見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしており、助言・提言を適宜行っております。また、監査等委員会においても、監査・監督に関する重要事項の協議を行い、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査等委員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とし、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある訴訟費用や損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由を設けております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	90 百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
 監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性、監査報酬の推移及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬の前提となる報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な方針、施策及び体制を決定し、推進する。
- ③ 当社はコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の方針に沿って活動を推進する。また、当社各部門並びに子会社にコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスを最優先とした業務の遂行を推進する。
- ④ 法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として、社内及び社外（指定の法律事務所）に「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）を設置する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、取締役及び従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を整備する。同体制に基づき「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び従業員に対して定期的に研修を実施する。
- ⑥ 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。
- ⑦ 反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査室は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行為が発見された場合、発見されたりスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに当社社長及び子会社社長に報告する。
- ③ コンプライアンス室は、内部通報があった場合には相談案件についてコンプライアンス委員会及び監査等委員会へ報告し、コンプライアンス委員会は、重要な事案について取締役会へ適宜報告する。

- ④ 取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要事項の決定並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。
- ② 情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、常勤の取締役全員で構成する会議を定期的に開催する。
- ③ 事業環境を踏まえ中期経営戦略を策定する。また、当社各部門及び子会社において事業計画及び予算計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行う。
- ④ 社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社から定期的に報告を受ける。

(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
- ② 内部監査室は、内部監査を定期的に実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告され、定期的に取締役会に報告される。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及びその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告をする。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - (イ) 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
 - (ロ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- (ニ) 「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）の運用及び相談の内容

(9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査等委員会に報告することができる体制を構築する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施にあたって、監査等委員が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会は経理部長、経営管理部長、コンプライアンス室長及び内部監査室長並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と情報の交換を行う等、連携に努める。
- ② 取締役及び従業員は、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の業務執行によって会社の信用失墜を含め会社に損失を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に速やかに通報する。その損失の発生又は拡大を未然に防ぐことを目的として「監査等委員会通報制度」を設ける。
- ③ 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員にその説明を求めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりであります。

当社グループは、コンプライアンスを確保するため十分な体制の構築に取り組んでおり、新たなコンプライアンス体制の運用を開始しております。当社グループのコンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンスに関する意識向上のため、取締役及び従業員を対象に社内教育を実施いたしました。また、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催しており、当社グループのコンプライアンス運用状況を確認するとともに、今後のさらなる意識向上のための施策を議論し、実施いたしました。また、コンプライアンス室は当社各部門並びに子会社のコンプライアンス担当者と連携し、コンプライアンスの遵守状況を適宜確認しております。

当社グループでは、各連結会計年度において事業セグメント毎に事業リスクの評価を実施し、そのリスクについての対応方針を決定しております。更に、内部監査室において、当社グループの業務全般にわたる内部監査を定期的実施し、法令・定款及び社内規程等の遵守状況について検証して、その結果を当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告し、定期的に取り締役会に報告しております。特に、該当部署については「国家公務員倫理法令関係」及び「放送法関係」を重点監査項目と位置づけ、内部監査室において法令遵守の状況を確認するとともに、コンプライアンス室及び総務部において、各種認定及び申請手続きの正確性を検証しております。

また、当社グループでは内部通報制度としてコンプライアンス室及び社外指定の法律事務所を窓口とする「企業倫理相談窓口」並びに監査等委員会を窓口とする「監査等委員会通報制度」を設置し、取締役及び従業員に内部通報制度の運用ルールを社内周知するとともに、内部通報者に対する不利な取扱いの禁止を定めることにより、法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制を整備しております。

当社では、経営体制及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を新たに2名増員いたしました。また、当該基本方針を補充するものとして、当社グループ全体の業務執行について、社外取締役が参加し議論する会議を開催し、当社の取締役会に上程される議題について協議して、取締役会において適正かつ合理的な意思決定を行っております。また、取締役会において月次での業績報告を通じて経営状態を把握し、当社グループ全体で共有しております。更に、社外取締役のみを構成員とする情報交換会を定期的に開

催し、情報交換を行うことで連携を確保しております。

当社の監査等委員は取締役会その他重要会議に出席し、適宜意見を述べております。監査等委員会は会計監査人及び内部監査室から監査結果等に関する説明並びに報告を受け、当社の業務執行を監査しております。

当社グループは、コンプライアンス基本方針等に基づきグループ一丸となって、株主、投資家、お客様、取引先及びその他ステークホルダーの皆様に対する信頼の向上に引き続き努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	58,554	流 動 負 債	14,087
現金及び預金	37,583	買掛金	9,212
受取手形、売掛金及び契約資産	14,410	短期借入金	700
有価証券	96	1年内返済予定の長期借入金	229
映像使用権	2,799	リース債務	190
仕掛品	2,105	未払法人税等	715
その他の棚卸資産	506	賞与引当金	869
その他	1,065	その他	2,170
貸倒引当金	△13	固 定 負 債	5,113
固 定 資 産	38,593	長期借入金	440
有 形 固 定 資 産	20,107	リース債務	343
建物及び構築物	4,889	繰延税金負債	2,327
機械装置及び運搬具	894	役員退職慰労引当金	336
土地	13,492	退職給付に係る負債	1,553
リース資産	271	その他	112
その他	560	負 債 合 計	19,201
無 形 固 定 資 産	2,944	純 資 産 の 部	
のれん	1,521	株 主 資 本	72,834
顧客関連資産	942	資本金	2,487
その他	480	資本剰余金	3,588
投資その他の資産	15,540	利益剰余金	68,487
投資有価証券	14,295	自己株式	△1,728
長期貸付金	70	その他の包括利益累計額	4,402
繰延税金資産	125	その他有価証券評価差額金	3,035
退職給付に係る資産	30	為替換算調整勘定	1,027
その他	1,240	退職給付に係る調整累計額	340
貸倒引当金	△220	非 支 配 株 主 持 分	709
資 産 合 計	97,148	純 資 産 合 計	77,946
		負 債 純 資 産 合 計	97,148

連結損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,922
売上原価	40,159
総利益	15,763
販売費及び一般管理費	11,561
営業利益	4,201
営業外収益	
受取利息	36
受取配当金	121
投資事業組合運用益	376
経営指	131
受取家賃	239
その他	49
営業外費用	
支持分による投資損失	15
出資金運用損失	65
為替差損	35
不動産賃貸原価	89
支払手の数	89
その他	25
経常利益	14
特別利益	336
特別損失	4,820
関係会社株式売却益	269
別損	269
投資有価証券評価損	2
税金等調整前当期純利益	2
法人税、住民税及び事業税	5,087
法人税等調整額	1,488
当期純利益	1,845
非支配株主に帰属する当期純利益	3,241
親会社株主に帰属する当期純利益	107
	3,133

連結株主資本等変動計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,487	3,588	66,207	△1,728	70,554
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△854		△854
親会社株主に帰属する当期純利益			3,133		3,133
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,279	-	2,279
当 期 末 残 高	2,487	3,588	68,487	△1,728	72,834

	その他の包括利益累計額					非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	3,107	△72	123	3,158	652	74,365	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△854	
親会社株主に帰属する当期純利益						3,133	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△71	1,099	216	1,244	56	1,301	
当 期 変 動 額 合 計	△71	1,099	216	1,244	56	3,581	
当 期 末 残 高	3,035	1,027	340	4,402	709	77,946	

貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	41,217	流 動 負 債	12,652
現 金 及 び 預 金	27,123	買 掛 金	6,269
受 取 手 形	63	短 期 借 入 金	700
売 掛 金	10,194	関 係 会 社 短 期 借 入 金	3,248
契 約 資 産	184	リ ー ス 債 務	38
映 像 使 用 権	1,437	未 払 払 費 用	636
商 品	2	未 払 法 人 税 等	108
仕 掛 品	1,553	未 払 契 約 負 債	421
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	46	契 約 賞 与 引 当 金	479
そ の 他	610	そ の 他	539
固 定 資 産	34,693	固 定 負 債	3,304
有 形 固 定 資 産	16,413	リ ー ス 債 務	65
建 物	3,571	繰 延 税 金 負 債	1,074
構 築 物	16	退 職 給 付 引 当 金	1,137
機 械 及 び 装 置	768	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	279
車 両 運 搬 具	2	長 期 預 り 保 証 金	721
工 具、器 具 及 び 備 品	463	そ の 他	25
土 地	11,496	負 債 合 計	15,956
リ ー ス 資 産	93	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	336	株 主 資 本	56,951
ソ フ ト ウ エ ア	334	資 本 金	2,487
そ の 他	2	資 本 剰 余 金	3,732
投 資 其 他 の 資 産	17,943	資 本 準 備 金	3,732
投 資 有 価 証 券	6,947	利 益 剰 余 金	52,460
関 係 会 社 株 式	6,965	利 益 準 備 金	25
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,993	そ の 他 利 益 剰 余 金	52,434
そ の 他	932	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,182
貸 倒 引 当 金	△2,896	別 途 積 立 金	34,033
資 産 合 計	75,911	繰 越 利 益 剰 余 金	16,218
		自 己 株 式	△1,728
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,002
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,002
		純 資 産 合 計	59,954
		負 債 純 資 産 合 計	75,911

損 益 計 算 書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		30,356
売上原価		21,973
売上総利益		8,382
販売費及び一般管理費		6,926
営業利益		1,456
営業外収益		
受取利息	108	
受取配当金	316	
不動産賃貸料	1,106	
経営指導料	850	
その他	51	2,432
営業外費用		
支払利息	68	
不動産賃貸原価	230	
支払手数料	25	
貸倒引当金繰入	88	
その他	62	475
経常利益		3,413
特別利益		
関係会社株式売却益	524	524
特別損失		
投資有価証券評価損	2	2
税引前当期純利益		3,935
法人税、住民税及び事業税	885	
法人税等調整額	310	1,195
当期純利益		2,739

株主資本等変動計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,487	3,732	25	2,206	34,033	14,309	△1,728	55,066
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△854		△854
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取				△23		23		-
当 期 純 利 益						2,739		2,739
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△23	-	1,908	-	1,885
当 期 末 残 高	2,487	3,732	25	2,182	34,033	16,218	△1,728	56,951

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,047	3,047	58,114
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△854
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取			-
当 期 純 利 益			2,739
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△45	△45	△45
当 期 変 動 額 合 計	△45	△45	1,840
当 期 末 残 高	3,002	3,002	59,954

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社東北新社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北新社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北新社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社東北新社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北新社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社東北新社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷 定典 ㊟

監査等委員 小野 直路 ㊟

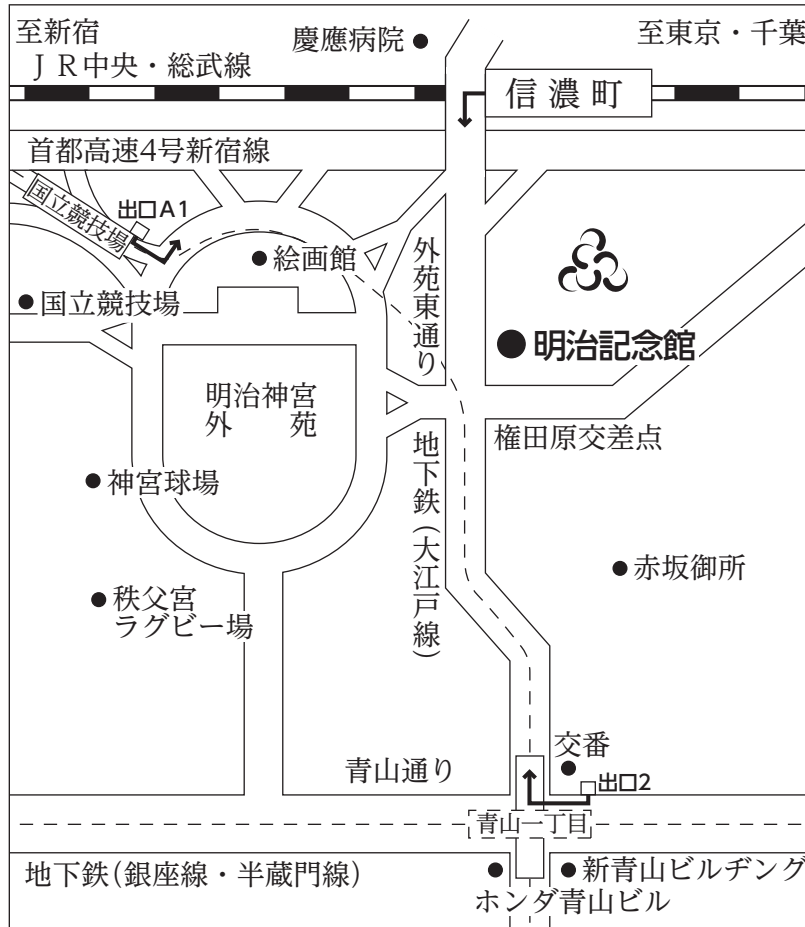
監査等委員 関 一由 ㊟

監査等委員 伊藤 和明 ㊟

(注) 監査等委員 小野直路、関一由及び伊藤和明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 曙の間
電話 (03) 3403-1171 (大代表)
- 最寄駅 JR (中央・総武線) 信濃町駅 (改札口を出て左方向へ徒歩約4分)
地下鉄 (銀座線・半蔵門線・大江戸線) 青山一丁目駅 (出口2
を出て交番を右折、徒歩約8分)
地下鉄 (大江戸線) 国立競技場駅 (出口A1を出て、徒歩約8分)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。